

平成18年（2006年）紀北町6月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成18年6月14日（水）
招集の場所 紀北町総合庁舎議会議場
開 会 平成18年6月14日（水）
応 招 議 員

1 番	平野倅規	2 番	中村吉之
3 番	東 清剛	4 番	世古勝彦
5 番	濱田耕輝	6 番	井土清二
7 番	平野隆久	8 番	尾上壽一
9 番	山中剛司	10番	橋本雄固
11番	永田安彦	12番	浅川 研
13番	濱田武次	14番	中村健之
15番	川端龍雄	16番	松永征也
18番	近澤チヅル	19番	東 恒雄
20番	東 澄代	21番	中本 衛
22番	垣内 勇	23番	東 寿子
24番	中津畑正量	25番	塩崎悦万
26番	西岡利平	27番	北村博司
28番	野呂健博	29番	岩見雅夫
30番	島本昌幸	31番	谷 節夫

不応招議員

17番 家崎春季

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財政課長補佐	濱田多実博	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教 育 委 員 長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	教 育 課 長	奥野昇眞
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

提 出 議 案 別紙のとおり

会議録署名議員

27番 北村博司	29番 岩見雅夫
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

議長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は29名で、定足数に達しております。

なお、17番 家崎春季君より病気治療のため、欠席との届け受けておりますのでご報告いたします。また、28番 野呂健博君より2時間ほど遅れるとの連絡を受けております。

議長

これより平成18年6月紀北町議会定例会が成立いたしましたので開会いたします。

会期日程並びに議事日程等につきましては、お手元に配布のとおりでございますのでご了承ください。

なお、今期定例会におきまして、行政放送番組収録のためのZTV及び企画課職員のテレビ撮影等を許可することといたします。

それでは会期日程並びに議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

27番 北村博司君

29番 岩見雅夫君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 6 月 14 日から 6 月 23 日までの 10 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 6 月 23 日までの 10 日間に決定いたしました。

日程第 3

議長

次に日程第 3 諸般の報告をいたします。

去る 6 月 8 日に議会運営委員会が開催され、本定例会にかかる会期並びに運営等について協議がなされ、すでに配布済みのとおり確認いたしておりますので、ご報告申し上げます。

まず、今期定例会に提出され受理した案件は、諮問第 2 号から報告第 5 号までの 37 件となっておりますので、ご了承ください。

次に地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により例月出納検査について、平成 17 年度普通会計の 1 月分から 3 月分までと、平成 17 年度水道会計の 1 月分から 2 月分について、監査委員より報告を受けております。報告書については議員図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に地方自治法第 121条の規定により、提出案件説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長以下、教育委員長、監査委員、教育長並びに関係課長等の出席がございましたのでご報告いたします。

次に議会から選任される農業委員会の委員についてでございますが、合併による特例措置により一般選挙ということでもあります。議会から選任された委員に関しては特例措置の適用がされないということでございますが、議会から選任の委員も選挙による委員同様に、選任、失職等の運営にあたると解されるため、議会運営委員会に諮問をし、取りまとめをしていただきました。今期定例会中に議員懇談会を開催させていただき、その結果を全議員に報告し、了承を得たうえで最終日の本会議に議長提案により追加上程をいたしたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に3月定例会において浅川 研君から、議長に対しての議事進行により発言のありました請願・陳情等の審査結果についての委員長報告についてでございますが、議会運営委員会において協議の結果、請願・陳情案件等についても担当委員長から審査の状況並びにその結果の報告をいただくことで確認をいただきました。今後においては委員長報告の取り扱いとさせていただきます。

なお、一般質問の通告書の記載に関してでございますが、質問要旨が明確に記載されていない場合は、受理しないこともありますのでよろしくお願いいたします。なお、資料の要請に関しても明記していただきたいと思っております。

最後に管外視察についてでございますが、各議員からご提案いただきました希望地の取りまとめを行い、議会運営委員会で2案を選定していただきました。先ほどの農業委員会の委員同様、議員懇談会でお諮りし、決定していただきたいと考えてますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4

議長

次に日程第 4 行政報告につき、町長から申し出がありましたので、これを許可すること

といたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。

6月定例会にあたりまして、3点のことについて行政報告させていただきます。

まず1点目は、係争中の規制対象事業場認定処分取消請求上告事件・同上告受理申し立て事件についてであります。去る6月8日、最高裁判所第一小法廷から記録到着通知書が、本町の訴訟代理人のところへ届けられましたことをご報告申し上げます。

これは、最高裁判所が名古屋高等裁判所から上告状兼上告受理申立書等の事件記録の送付を受けたという通知でありまして、今後は、最高裁判所で審理されることになります。

本町といたしましては、勝訴に向けて最善の努力を尽くしてまいりますので、議員の皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、平成17年度の一般会計並びに特別会計の決算状況についてであります。お手元に配布いたしました資料をご覧ください。

一般会計につきましては、歳入歳出差引額で7億5,985万3,368円、このうち繰越明許費により、翌年度へ繰り越すべき財源9,407万円を差し引いた実質収支で6億6,578万3,368円となりました。

特別会計では、国民健康保険事業特別会計で、1億1,213万円4,528円、老人保健特別会計で7,641万8,280円、簡易水道事業特別会計で3,712万5,137円、介護サービス事業特別会計で2,005万5,807円となっております。

特別会計の合計額は、2億4,573万3,752円で、一般会計、特別会計の実質収支額合計では9億1,151万7,120円となっております。

最後に、寄付についてご報告させていただきます。

本年5月15日に、滋賀県湖南市に本社がある喜楽鋳業株式会社から、創業45周年を記念して、地域振興に活用してほしいと100万円の寄付がありました。

同社は、本町海山区上里地内の大田に営業所を持ち、平成17年9月から営業を開始し、主にエンジンオイル、潤滑油などのリサイクルや、収集運搬、再生油の販売、油・廃液流出事故への対応などの業務を行っておりまして、本町にはその集積用のタンクを持っております。

寄付に対しまして、心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿うよう有効に活用してまいりたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終わります。

日程第 5 ～日程第 7

議長

お諮りいたします。

諮問第 2 号の人事案件と、議案第 39 号並びに議案第 40 号の 3 件については、本会議での審議といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、諮問第 2 号から議案第 40 号の 3 件については、本会議での審議とすることに決定しました。

お諮りいたします。

諮問第 2 号から議案第 40 号までの 3 件について、提案理由並びに説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、3 件については一括議題とすることに決定いたしました。

それでは提案者より一括して提案理由並びに説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

本議会定例会に上程いたしました案件につきまして、提案の趣旨説明を申し上げます。

諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

本件につきましては、現委員の宮原良雄氏が本年9月30日をもって任期満了となります。同氏におかれましては、平成15年10月から合併まで旧紀伊長島町において人権擁護委員として、また現在、合併後の紀北町におきましても同委員として、その職責を全うされ、ご尽力をいただいております。

つきましては、引き続き同氏を推薦いたしたく諮問するものであります。

議案第39号「非核平和の町」宣言について

議案第40号「人権尊重の町」宣言について

であります、

紀北町の宣言については、平成16年6月3日に開催された第5回紀伊長島町・海山町合併協議会におきまして、宣言については新町で検討することになっておりまして、検討を重ねた結果、この2つの宣言をしようとするものであります。

まず、「非核平和の町」宣言は、旧両町はもとより、県下の合併前の市町村すべてが宣言していたところであり、世界で唯一の核被爆国民として、悲惨な体験を繰り返させてはならないと核兵器の廃絶を希求し、世界の恒久平和と美しい自然を子々孫々に継承するため、紀北町においても宣言しようとするものであります。

また、「人権尊重の町」宣言についても、旧両町で宣言していたものであり、1948年に国連総会で「世界人権宣言」が採択され、世界的な宣言になっております。

つきましては、すべての人々の人権が尊重され、明るく住みよい社会を実現するため、紀北町においても宣言しようとするものであります。

以上、諮問及び2議案の提案説明を申し上げましたが、何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

議長

以上で、提案理由並びに説明を終わります。

それでは議案の質疑・討論・採決に入ります。

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを議題といたします。

なお、本件につきましては世古勝彦君に直接の利害関係のある事件でありますので、地方自治法第117条の規定によって除斥の対象となりますので、世古勝彦君の退場を求めます。

(4番 世古勝彦議員退場)

議長

それでは本件に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りします。

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについては、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、諮問第2号については適任という意見を付して答申することに決定しました。

ここで世古勝彦君の除斥を解きます。

(4番 世古勝彦議員入場)

議長

次に日程第6 議案第39号「非核平和の町」宣言についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

本日、提案されました「非核平和の町」宣言について、賛成討論をいたします。

ご承知のように、今、「核をなくせ」こういう声は全世界で大きく広がっております。過日6月の9日にも和歌山コースを出発しました「国民平和大行進」、これは核兵器廃絶を目指す世界的な運動の一つなんですけれども、8月に開かれる広島・長崎の原水爆禁止世界大会に向けて当町を通過いたしました。その際には町長をはじめ、たくさんの職員の方からも賛同の出迎えを受け感謝しております。

私は、去る12月の定例会におきまして、このような重要な宣言については、町村合併によって解消されることなく、引き続き発展、継承すべきであるということを申し上げておりましたが、この趣旨に沿って、今回改めて「非核平和の町」宣言をすることについて、心から賛同するものであります。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りします。

日程第6 議案第39号「非核平和の町」宣言について、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議長

次に認定第7 議案第40号「人権尊重の町」宣言についてを議題といたします。

質疑を許します。

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

先ほどの町長の説明にも1948年の「世界人権宣言」に基づくものであるということにして、憲法にも保障される基本的人権が尊重される、この人権尊重の提案なんですが、そのなかで少し2つ目のところに、「しかしながら、現実の社会生活においては因習や偏見などによるさまざまな人権問題が依然として存在している」という文言があるのですが、これについてもう少し具体的に説明をお願いします。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

議員ご指摘の件であります。具体的にどこまで入れるかは別といたしまして、しかしながら、現実の社会生活においては因習や偏見などをという部分で、因習とは古くからのしきたり等を指すわけございまして、いろんな人権問題等がですね、今、新聞紙上等でもですね、以前から報道されておまして、そういったものを包括してですね、ということでご理解を願いたいと思います。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りします。

日程第7 議案第40号「人権尊重の町」宣言について、原案のとおり決定することに賛成

の方、挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8 ～日程第50

議長

次に日程第 8 議案第41号から日程第37 議案第70号までの30件について、提案者より提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号から議案第70号までの30件につきましては、一括議題とすること決定しました。

それでは提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

人事案件、また紀北町の宣言に関する議案につきまして、ご可決賜り誠にありがとうございます。

それでは、引き続き他の提案の趣旨説明をさせていただきます。

議案第41号 紀北町名誉町民条例であります。名誉町民条例は旧両町でそれぞれ制定されていたところであり、宣言と同様に新町で検討することとなっていたものであります。

また、旧両町での名誉町民については新町に引き継ぐこととなっていたものであります。紀北町におきましても町の行政、産業、経済等の発展、または文化の交流、その他公共の福祉の増進に功績があった者に対しその功績と榮譽を讃え、もって当町の発展に対する意欲の

高揚を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

議案第42号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例

本議案につきましては、本年10月1日から障害者自立支援法が新たに施行され、障害者及び障害児の保護者が介護給付費等の支給を受けようとする場合は、市町村の支給決定を受けなければならないことになったところであります。

これに伴い、同法第15条の規定によります支給決定の審査判定業務を行う審査会を設置する必要がありますので、本条例を制定しようとするものであります。

議案第43号 紀北町集会所条例の全部を改正する条例

議案第44号 紀北町デイサービスセンター条例の全部を改正する条例

議案第45号 紀北町在宅介護支援センター条例の全部を改正する条例

議案第46号 紀北町地域産物展示販売施設条例の全部を改正する条例

議案第47号 紀北町「道の駅」海山交流ホール条例の全部を改正する条例

議案第48号 紀北町ふれあい広場マンドロ条例の全部を改正する条例

議案第49号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の全部を改正する条例

議案第50号 紀北町きいながしま古里温泉条例の全部を改正する条例

議案第51号 紀北町農村婦人の家条例の全部を改正する条例

議案第52号 紀北町赤羽生活改善センター条例の全部を改正する条例

議案第53号 紀北町若者センター条例の全部を改正する条例

議案第54号 紀北町古里自然休養村管理センター条例の全部を改正する条例

議案第55号 紀北町林業総合センター条例の全部を改正する条例

議案第56号 紀北町木材乾燥機場条例の全部を改正する条例

議案第57号 紀北町木工陶芸工房条例の全部を改正する条例

議案第58号 紀北町海山グラウンド条例の全部を改正する条例

議案第59号 紀北町多目的広場条例の全部を改正する条例

以上17条例に関する議案につきましては、平成15年6月13日に公布、同年9月2日から施行された地方自治法の一部を改正する法律において、それまでの「管理委託制度」に代わり「指定管理者制度」が創設されたことによりまして、経過措置である3年以内の本年9月1日までに「指定管理者制度」に対応した条例に改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

また、改正にあたりましては、各施設の管理に共通するところが多々ございますので、あ

る程度統一したものとするため、基本的な条例をベースに各課において修正を加えたことに伴い、全部改正といたしております。

議案第60号 紀北議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例

本議案につきましては、国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、育児又は介護を行う職員の勤務に関する人事院規則の改正に伴いまして本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、三重県におきまして乳幼児医療費の助成対象年齢が、入院に係る費用に限り就学前まで引き上げられましたので、本町といたしましてもこの制度を活用して、助成いたしたいので、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第63号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約
の変更に関する協議について

本議案につきましては、県下共有のデジタル地図を共同で整備・更新することに伴いまして、三重県自治会館組合規約の変更を行う必要があることから、構成団体と協議するにあたり、地方自治法 290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第64号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町税条例の一部を改正する条例）

本議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴いまして、紀北町税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、同日付けで地方自治法第179条第1項の規定により、本条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

議案第65号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町国民健康保険条例の一部を改正する
条例）

本議案につきましては、国民健康保険法施行例の一部を改正する政令が、本年4月1日に公布されたことに伴いまして、紀北町国民健康保険条例の一部を改正する必要性が生じたことから、同日付けで地方自治法第179条第1項の規定により、本条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求め

るものであります。

議案第66号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）

本議案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月27日に公布されたこと等に伴いまして、紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本年4月1日付けで地方自治法第179条第1項の規定により、本条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例）

本議案につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に係る法律施行令の一部を改正する政令が本年3月27日に公布されたこと等に伴いまして、紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する必要性が生じたことから、本年4月1日付けで、地方自治法第179条第1項の規定により、本条例の一部を改正する条例の制定について専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

議案第68号 専決処分の承認を求めるについて（平成17年度紀北町一般会計補正予算（第4号））

本議案につきましては、事業精査の結果、体験型イベント交流施設整備事業ほか5事業につきまして、起債対象額に変更が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

議案第69号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が本年5月24日に施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第70号 紀北町道の路線認定について

本議案につきましては、県道長島港古里線の改良工事に伴いまして、区域変更となる旧県道区間が三重県から紀北町に移管されるため、町道古里7号線として町道認定をいたしたく、議会の議決を求めようとするものであります。

以上、30議案につきまして、議案の趣旨説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当に説明いたさせます。

何とぞ慎重ご審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

続いて日程の順に内容説明を求めます。

議案第41号、谷口総務課長の内容説明を求めます。

谷口房夫総務課長

おはようございます。

議案第41号の紀北町名誉町民条例につきまして、ご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

議案第41号 紀北町名誉町民条例

紀北町名誉町民条例を別紙のとおり制定する。

平成18年6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

町の行政、産業、経済等の発展、または教育、文化の交流、その他公共の福祉の増進に功績があった者に対し、その功績と栄誉を讃え、もって紀北町の発展に対する意欲の高揚を図るためであります。

内容説明につきましては、条例の朗読をもって代えさせていただきます。

6ページをご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

議長

続きまして議案第42号の内容説明を求めます。

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

おはようございます。議案第42号についてご説明申し上げます。

8ページをお願いします。

議案第42号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例

紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例を別紙のとおり制定する。

平成18年6月14日提出

提案理由

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第15条の規定により、町に介護給付費等の支給に関する審査会を設置する必要があるためであります。

9 ページをお願いします。

（以下資料により詳細に説明）

議長

続きまして議案第43号の内容説明を求めます。

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

それでは議案第43号について説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

議案第43号 紀北町集会所条例の全部を改正する条例

紀北町集会所条例（平成17年紀北町条例第18号）の全部を改正する。

平成18年 6 月14日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

平成15年 6 月に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により、公の施設の管理について指定管理者制度が設けられましたので、集会所の管理につきましても、今後、指定管理者制度の導入が適切と判断される状況になった場合のことも考えあわせまして、条例改正を行うものでございます。

それでは11ページをお願いいたします。

内容につきましては、紀北町集会所条例の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

（以下資料により詳細に説明）

議長

ここで暫時休憩します。

10時45分から再開します。

(午前 10時 30分)

議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 10時 45分)

議長

議案第44号・議案第45号の内容説明を求めます。

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

それでは議案第44号についてご説明申し上げます。

16ページをお願いします。

議案第44号 紀北町デイサービスセンター条例の全部を改正する条例

紀北町デイサービスセンター条例（平成17年紀北町条例第88号）の全部を改正する。

平成18年6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

17ページをお願いします。

条例の主な改正内容としましては、第4条では休館日、第5条では利用時間を新たに設けました。

第6条、利用の許可以下では、管理に必要な条項を整備しまして、第15条では指定管理者による管理、第16条では指定管理者が行う業務、第17条では指定管理者が行う管理の基準を設けまして、必要な改正を行ったものであります。

続きまして議案第45号について説明申し上げます。

21ページをお願いします。

議案第45号 紀北町在宅介護支援センター条例の全部を改正する条例

紀北町在宅介護支援センター条例（平成17年紀北町条例第89号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

22ページをお願いします。

在宅介護支援センターにおきましても、同様な改正を行うものでありまして、第5条・第6条で新たに休館日と利用時間を設けまして、第7条利用の許可以下では管理に必要な条項を整備し、第17条・第18条・第19条で、指定管理者による管理、業務、管理の基準をそれぞれ設けまして必要な改正を行ったものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

議長

続きまして議案第46号から議案第52号の内容説明を求めます。

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

産業振興課所管の議案第46号から議案第52号につきまして提案するものであります。

26ページ、議案第46号 紀北町地域産物展示販売施設条例の全部を改正する条例

紀北町地域産物展示販売施設条例（平成17年紀北町条例第 107号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

27ページをお願いします。

本案の主な改正点は、旧条で第5条の展示の許可。第6条、展示許可の取消し等、第7条、展示者に対する指示、第8条、展示販売業務の業務量等、第9条、展示者の注意義務の各条項を削除し、第4条に休館日を、第5条に開館時間を、第12条に指定管理者による管理を、第13条に指定管理者が行う業務をそれぞれ追加しようとするものであります。

30ページをお願いいたします。

議案第47号 紀北町「道の駅」海山交流ホール条例の全部を改正する条例

紀北町「道の駅」海山交流ホール条例（平成17年紀北町条例第 108号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

31ページをお願いいたします。

本案の主な改正点は、旧条での第4条管理委託の条項を削除し、第4条に休館日を、第5条に開館時間を、第12条に指定管理者による管理を、第13条に指定管理者が行う業務をそれ

ぞれ追加しようとするものでございます。

34ページをお願いいたします。

議案第48号 紀北町ふれあい広場マンドロ条例の全部を改正する条例

紀北町ふれあい広場マンドロ条例（平成17年紀北町条例第 109号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

35ページをお願いいたします。

本案の主な改正点は、旧条例第3条管理の条項を削除し、第3条に休館日を、第4条に開館時間を、第15条に指定管理者による管理を、第16条に指定管理者が行う業務を、第17条に指定管理者が行う管理の基準を、第18条に利用料金をそれぞれ追加しようとするものであります。

40ページをお願いいたします。

議案第49号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の全部を改正する条例

紀北町森林公園オートキャンプ場条例（平成17年紀北町条例第 111号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

41ページをお願いいたします。

本案の主な改正点は、旧条例第13条管理の委託の条項を削除し、第4条に休業日を、第8条に利用者の義務を、第10条に入場者の制限を、第12条に利用許可の取消し等を、第15条に指定管理者による管理を、第16条に指定管理者が行う業務を、第17条に指定管理者が行う管理の基準をそれぞれ追加しようとするものでございます。

47ページをお願いいたします。

議案第50号 紀北町きいながしま古里温泉条例の全部を改正する条例

紀北町きいながしま古里温泉条例（平成17年紀北町条例第 114号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

48ページをお願いいたします。

本案の主な改正点は、旧条例第3条管理の委託の条項を削除し、第3条に事業条項を、第4条に休館日を、第5条に開館時間を、第6条に利用の許可を、第9条に利用者の義務を、第12条に目的外利用等の禁止を、第16条に指定管理者による管理を、第17条に指定管理者が

行う業務を、第18条に指定管理者が行う管理の基準をそれぞれ追加しようとするものであります。

53ページをお願いいたします。

議案第51号 紀北町農村婦人の家条例の全部を改正する条例

紀北町農村婦人の家条例（平成17年紀北町条例第 119号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

54ページをお願いいたします。

本案の主な改正点は、旧条例第4条管理委託の条項を削除し、第3条に休館日を、第4条に開館時間を、第11条に目的外利用等の禁止を、第15条に指定管理者による管理を、第16条に指定管理者が行う業務を、第17条に指定管理者が行う管理の基準をそれぞれ追加しようとするものでございます。

59ページをお願いいたします。

議案第52号 紀北町赤羽生活改善センター条例の全部を改正する条例

紀北町赤羽生活改善センター条例（平成17年紀北町条例第 120号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

60ページをお願いいたします。

本案の主な改正点は、旧条例第3条管理条項を削除し、第3条に休館日を、第4条に利用時間を、第13条に損害賠償の義務を、第14条に指定管理者による管理を、第15条に指定管理者が行う業務を、第16条に指定管理者が行う管理の基準をそれぞれ追加しようとするものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

続きまして議案第53号の内容説明を求めます。

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

議案第53号についてご説明申し上げます。

紀北町若者センター条例の全部を改正する条例

紀北町若者センター条例（平成17年紀北町条例第 122号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

65ページをお願いいたします。

若者センターの管理につきましては、町長が適当と定める者に委嘱することができることになっておりまして、公民館講座や生涯教育事業の講演会、演奏会などセンターの利用頻度の高い教育委員会が管理してきております。

事業に地域産業の開発育成がありまして、設置以来併設されたバースハウス等を使いまして、特産品開発のは場として、新品種の作物の試作を行ってまいりましたが、最近ではあまり利用されておられません。このような情勢の変化から現在の利用状況につきましては、公民館講座や演奏会など、教育委員会所管の利用が大部分を占めるようになってきておりまして、指定管理者制度に係る条例の全面改正に際し、実情に沿った改正をすることになりました。

改正条例案の目的及び設置につきましては、第1条で紀北町の地域振興、生涯教育の活性化、情報及び文化の交流に町内外の若者と地域住民がともに参画できる場として設置するものといたしまして、2条の名称及び位置は従来どおりでございます。

(以下資料により詳細に説明)

議長

続きまして議案第54号から議案第56号までの内容説明を求めます。

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

70ページをお願いいたします。

議案第54号 紀北町古里自然休養村管理センター条例の全部を改正する条例

紀北町古里自然休養村管理センターの条例（平成17年紀北町条例第 123号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

71ページをお願いします。

本案の主な改正点は、旧条例第3条にありました管理条項を、第9条の業務の委託を削除いたしまして、第3条に休館日を、第4条に開館時間を、第14条に損害賠償の義務を、第15条に指定管理者による管理を、第16条に指定管理者が行う業務を、第17条に指定管理者が行う管理の基準をそれぞれ追加しようとするものでございます。

76ページをお願いいたします。

議案第55号 紀北町林業総合センター条例の全部を改正する条例

紀北町林業総合センター条例（平成17年紀北町条例第 125号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

77ページをお願いいたします。

本案の主な改正点は、旧条例第13条にありました管理の委託の条項を削除し、第3条に事業を、第4条に休館日を、第5条に開館時間を、第16条に指定管理者による管理を、第17条に指定管理者が行う業務を、第18条に利用料金をそれぞれ追加しようとするものでございます。

82ページをお願いいたします。

議案第56号 紀北町木材乾燥機場条例の全部を改正する条例

紀北町木材乾燥機場条例（平成17年紀北町条例第 126号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

83ページをお願いいたします。

本案の主な改正点は、旧条例第3条管理の委託、第6条施設の管理を削除いたしまして、第4条に休館日を、第5条に開場時間を、第15条に損害賠償の義務を、第16条に指定管理者による管理を、第17条に指定管理者が行う業務をそれぞれ追加しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長

続きまして議案第57号から議案第59号までの内容説明を求めます。

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

議案第57号の内容を申し上げます。

紀北町木工陶芸工房条例の全部を改正する条例

紀北町木工陶芸工房条例（平成17年紀北町条例第 167号）の全部を改正する。

平成18年 6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

89ページをお願いいたします。

第1条では目的及び設置について、第2条は名称及び位置について、3条は休館日について、4条は利用時間について、5条は利用の許可について、6条は利用の制限について規定しておりまして、旧条例同様でございます。

(以下資料により詳細に説明)

奥野昇眞教育課長

続きまして94ページをお願いいたします。

議案第58号 紀北町海山グラウンド条例の全部を改正する条例

紀北町海山グラウンド条例（平成17年紀北町条例第 170号）の全部を改正する。

平成18年6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

95ページをお願いいたします。

第1条では目的及び設置について、旧条例では明確でなかった設置目的を町民の体育レクリエーションの振興及び健康で文化的な行事集会の用に供するためとしております。2条は名称及び位置について、3条は付属施設について、4条は利用時間について、5条は利用の許可について、6条は利用の制限について規定しており、旧条例同様でございます。

(以下資料により詳細に説明)

奥野昇眞教育課長

次に 100ページをお願いいたします。

議案第59号 紀北町多目的広場条例の全部を改正する条例

紀北町多目的広場条例（平成17年紀北町条例第 171号）の全部を改正する。

平成18年6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

101ページをお願いいたします。

第1条では目的及び設置について、2条は名称及び位置、3条は利用の時間、4条は利用の許可、5条は利用の制限について規定しておりまして、旧条例と同様でございます。

(以下資料により詳細に説明)

議長

続きまして議案第60号及び61号の内容説明を求めます。

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

106ページをご覧ください。

議案第60号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年紀北町条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由でございますが、国庫公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、本町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等についても同様に改正したいので、本条例の一部を改正しようとするものであるというものでありまして、法律の改正内容につきましては、通勤の範囲の改正と字句の改正であります。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表の2ページをご覧ください。

（以下資料により詳細に説明）

谷口房夫総務課長

続きまして議案第61号の内容説明をいたします。

議案書の109ページをご覧ください。

議案第61号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由でございますが、人事院規則の一部改正に伴い、本町職員の勤務時間、休暇等についても同様に改正したいので、本条例の一部を改正するというものでありまして、人事院規則の改正内容につきましては、先ごろの下校時の小学生等に係る凶悪事件が多発していること等の社会情勢を考慮して、職員の早出、遅出勤務等深夜及び時間外勤務の制限の対象範囲を拡大するというものでありまして、これを受けまして条例を改正するというものであります。

内容につきましては、条例の改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます

ます。6ページをご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

議長

続きまして議案第62号の内容説明を求めます。

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

それでは議案第62号について説明をさせていただきます。

111ページをお願いいたします。

議案第62号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

紀北町福祉医療費の助成に関する条例（平成17年紀北町条例第78号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

112ページをお願いいたします。

乳幼児医療費の助成対象者年齢をですね、入院にかかる費用に限り就学前まで引き上げるということにしたいので、関係する条文を改正するものであります。

新旧対照表では10ページとなっております。

(以下資料により詳細に説明)

議長

続きまして議案第63号の内容説明を求めます。

川合企画課長。

川合誠一企画課長

それでは議案第63号についてご説明をさせていただきます。

三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、三重県自治会組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約を別紙のとおり変更するための協議することについて、同法第290条の規定により議決を求める。

平成18年6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由といたしましては、デジタル地図の整備並びに更新について、事業の共同化を実施するにあたり、三重県自治会館組合規約の変更が生じたためというものでございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

(以下資料により詳細に説明)

議長

続きまして議案第64号の内容説明を求めます。

長野税務課長。

長野季樹税務課長

115ページの議案第64号をお願いいたします。

議案第64号 専決処分の承認を求めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成18年6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

116ページをお願いします。

専決第1号 専決処分書

紀北町税条例（平成17年紀北町条例第70号）の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年3月31日

紀北町長 奥山始郎

この専決内容につきまして説明させていただきます。

この議案についての内容を別冊の新旧対照表に基づき、説明させていただきます。

(以下資料により詳細に説明)

議長

続きまして議案第65号の内容説明を求めます。

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

それでは議案第65号について説明をさせていただきます。

137ページをお願いいたします。

議案第65号 専決処分の承認を求めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第 103号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成18年 6 月14日

紀北町長 奥山始郎

138ページをお願いいたします。

専決第 3 号 専決処分書

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第 103号）の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成18年 3 月31日

紀北町長 奥山始郎

一部改正につきましては、新旧対照表では67ページから70ページとなっております。

（以下資料により詳細に説明）

議長

続きまして議案第66号、議案第67号の内容説明を求めます。

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

議案第65号及び議案第67号のご説明をさせていただきます。

まず最初に、議案第66号ですが、議案書の 142ページをご覧いただきたいと思います。

議案第66号 専決処分の承認を求めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第 149号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により、これを報告し承認をもとめる。

平成18年 6 月14日提出

紀北町長 奥山始郎

本条例の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が、平成18年 3 月27日に公布され、平成18年 4 月 1 日施行されたことなどに伴いまして、紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでありまして、平成18年 4 月 1 日

専決処分をさせていただきました。

改正の内容につきましては、新旧対照表をご覧くださいと思います。72ページから74ページでご説明をさせていただきます。

(以下資料により詳細に説明)

中場幹危機管理課長

続きまして議案書の 145ページをご覧くださいと思います。

議案第67号 専決処分の承認を求めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年紀北町条例第 151号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により、これを報告し承認をもとめる。

平成18年 6 月14日提出

紀北町長 奥山始郎

本条例の改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、平成18年 3 月27日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことなどに伴いまして、紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものでありまして、平成18年 4 月 1 日に専決処分をさせていただきました。

改正の内容につきましては、新旧対照表の76ページでご説明をさせていただきたいと思えます。

(以下資料により詳細に説明)

議長

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時から開催いたします。

(正午 0 時 00分)

議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 1時 00分)

議長

議案第68号の提案理由並びに内容説明を求めます。

濱田財政課長補佐。

濱田多実博財政課長補佐

議案第68号についてご説明申し上げます。

148ページをご覧ください。

議案第68号 専決処分の承認を求めるについて、地方自治法第 179条第 1 項の規定により、平成17年度紀北町一般会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により、これを報告し承認をもとめる。

平成18年 6 月14日提出

紀北町長 奥山始郎

続きまして 149ページ、専決第 4 号 専決処分書をご覧ください。

今回、専決いたしました補正予算は、地方債を予定しておりました事業について、精査の結果、対象となる事業費に変更が生じ、地方債許可額の変更申請を行った結果、本年 3 月末日をもちまして、三重県から地方債の許可があり、その額に増減が生じましたが、年度末ということもあり、議会を開催するいとまがないことからやむを得ず専決処分を行ったものがあります。

補正後の歳入歳出予算総額に変更はありませんが、地方債総額が減額となりましたことから、それに代わる財源として 3 月末日までに収入が確定した地方譲与税、利子割交付金、地方交付税等を増減することにより、措置いたしております。

それでは次のページ、予算書でいきますと 2 ページになります。

第 1 表 歳入歳出予算補正をご覧ください。

これから説明申し上げますページにつきましては、予算書のページで申し上げますので、よろしく願いいたします。

(以下資料により詳細に説明)

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長

はい、北村博司君。

27番 北村博司議員

27番、今、課長補佐だそうです。議会の範囲を出席は、本来町長が指定して議会の同意を得て出席するというのが建前のはずですが、課長補佐級は本来議場で説明等はできないはずですが、この際はやっぱり町長から了解を事前にいただきたいと思います。発言していただきたいと思います。

今ちょっと聞くと、課長が何かご病気とかですが、やむを得ないとは思いますが、代わって課長補佐に出席させて説明いたさせますという、ご挨拶があるべきじゃないかと思いますが、議長いかがでしょうか。

議長

北村議員にお答えいたします。文書で一応課長病気のために、それで挨拶においても課長ほか課長等というような、初め報告をいたしましたとおり、町長より文書でいただいておりますので、今日そのように課長補佐を出席する、議場に入れることに許可いたしました。ご了解いただきたいと思います。

27番 北村博司議員

ここでいうべきではないかということです、町長が。

いいんですか。

議長

そのへんをご了解いただければ、課長の病状も皆さんご承知のことと思いますので。

続きまして議案第69号の内容説明を求めます。

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

それでは議案書の150ページをご覧くださいと思います。

議案の内容についてご説明をさせていただきます。

議案第69号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

本条例の改正につきましては、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が、平成17年5月25日に公布され、平成18年5月24日に施行されことに伴いまして、紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要があるため、本条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の78ページをご覧くださいと思います。

(以下資料により詳細に説明)

議長

続きまして議案第70号の内容説明を求めます。

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

議案第70号につきましてご説明申し上げます。

議案書の152ページをご覧ください。

議案第70号 紀北町道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、町道の路線を次のとおり認定するものとする。

認定する路線名

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1. 路線名 | 町道古里7号線 |
| 起 点 | 紀北町紀伊長島区古里字谷田 878番 8 地先 |
| 終 点 | 紀北町紀伊長島区古里字垣ノ内1030番 1 地先 |

平成18年6月14日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由としましては、県道長島港古里線の改良工事に伴い、区域変更となる旧県道区間が、三重県から紀北町へ移管されるため、町道に認定しようとするものであります。

153ページをご覧ください。

黒く塗った道路部分が三重県から町に移管される道路でありまして、延長は568.5m、幅員は4.9mから29mでございます。町道古里7号線として路線認定いたしたく提案するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

以上で提案理由並びに内容説明を終わります。

議長

議事に入る前に、本日、北村博司君から特別委員会の設置に関する発議案2件が提出されました。

ただいまコピーしておりますので、少しこの場で暫時休憩いたします。

この場でお待ちください。案件配布したいと思います。

(追加議案の配布)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

ただいまの案件ですが、これらの発議案はいずれも所定の賛成者がありますので、議題とすることにいたします。

お諮りします。

本日、北村博司君ほか6人からの提出されました

発議第2号 庁舎位置調査検討特別委員会の設置に関する決議

並びに

発議第3号 議員定数検討特別委員会の設置に関する決議

について、これを日程に追加し、追加日程第42 発議第2号、日程第43 発議第3号として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、発議第2号と発議第3号については、追加日程第42と第43として、議題とするこ

とに決定しました。

それではこれより、先ほどの提案理由並びに内容説明の議案の質疑に入ります。

日程第 8 議案第41号 紀北町名誉町民条例を議題といたします。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第 9 議案第42号 紀北町障害者介護給付審査会の委員の定数等を定める条例を議題といたします。

質疑を許します。

東澄代君。

20番 東澄代議員

20番、委員 5 名以内ということで、学識経験者という説明がありましたが、内容をお聞きしたいと思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

委員の予定といたしましては、精神関係の先生、整形の先生、そして精神保健福祉士、あと社会福祉士、保護者の代表の方 5 名を予定しております。

以上であります。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

松永征也君。

16番 松永征也議員

介護給付費のですね、支給をするにあたって障害程度区分の判定を行うという、重要な業務なんですけども、今課長の説明では専門家を委嘱するということなんですけども、その確保がですねできるのかとか、私は共同設置ということもですね、検討すべきじゃなかったんかと思うんですけども、そのことについてちょっとご質問したいと思います。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

共同設置も検討したんですけども、共同設置についてはちょっと難しいということで、ただし委員の先生にあたりましては、尾鷲市のほうとですね協議しまして、同じ方になっていただくということで日程調整を図っていきたいと思っております。

それと一応、今の5名の方につきましては、ちょっとここでは名前を言えないんですけども、一応内諾は得ておりますけども。

議長

松永征也君。

16番 松永征也議員

この5名についてなんですけどもね、その5名というその根拠は、どういうところからきているんでしょうか。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

一応ですね、国から定められた準則等もありまして、5名以内が適当だろうということで、5名にさせていただきました。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑なしと認めます。

次に日程第10 議案第43号 紀北町集会所条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

北村博司君。

27番 北村博司議員

別表第1、14ページですか、出垣内には古くからある、これ番地からいったら413が古いほうだろうと思うんですが、構造改善センターですか。それから新しいのが144番地の集会所、2つありますが、これはどういうふうに使われておられるか、私ちょっとよくわからないんですが、同じ例えば出垣内区、あそこは区がいくつあるのかな。どういうふうな、ど

ここに現実に運営はどのようなふうに行っているのか、ちょっとこの際、私知りませんので、ご説明いただきたいと思います。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

ただいまのご質問は、ちょっと私も現状ですね、承知しておりませんので、明日のですね、教育民生常任委員会のときまでにですね、そのへんの状況を調べさせていただきまして、ご報告させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

常任委員会までとなると、本会議の皆さんわからんわけですから、今わかる方がいらっしゃるのではないですか、課長でなくて。

もうこれかなり何年か前から2つあるわけですが、管理を同じところへ委託しているのか、ちょっと私思いつくのですが、上と下で使い分けているのか、出垣内の何区から何区までこっちだよ、何区から何区までこっちだと、わかる人いるでしょう、課長じゃなくて。簡単な話ですから。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

わかる範囲内で答えさせていただきます。

今、議員ご指摘のようにですね、出垣内区にはですね、2カ所集会所がありまして、それですね、区のほうも確か4区か5区、下と上というようなことであつたと思います。それで上のほう、水源地に近いほうが出垣内集会所ということで、あとから建てられたものですが、非常に今の最初に建てられましたのは出垣内の構造改善センターのほうなんですけど、そこまで上の方が遠いということからですね、町のほうにいろいろ近くに建ててもらいたいというような要望もありまして、建てられましたその地区の方がですね使われておると、下のほうはですね出垣内構造センターから下の方がですね、あそこらへんを、集会所に使われておるということで、それぞれですね管理をしていただいていると、そのように理解をしています。

以上であります。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

1点だけお聞きいたします。

この指定管理者制度への移行も踏まえてということで、提案理由が説明されております。この集会所すべてですね、即指定管理者制度へ移行するものではないと、私は考えるわけですが、将来、指定管理者に速やかに移行ができるという手順といいますか、この議会での議決を条例改正をしていくということで理解してよろしいんですね。

そうなりますと、前回も全協のなかでも言いましたけれど、この集会所あたりのですね、この利用というのはですね、利用者にとっては地域住民には非常に使い勝手の良い、今の管理制度であるわけですが、これは今の状態で管理制度そのまま移行していくんであればいいんですが、今後指定管理者になったときに、指定したときに制度へ移行したときには使い勝手は悪くなるということを、私非常に心配するわけです。そこの考え方といいますか、指定管理者制度へ移行したときには、この集会所どうなるんだという点で説明を願いたいと思います。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

この指定管理者制度のですね、目的であります利用者が利用しやすく、また事業内容といいますか、使用の状況の向上、充実がですね図られること。また効率的なですね、運営などにより経費の削減を図ることができるといったことを考えまして、またですね、費用の嵩む修理費についてはですね、町が行ってきたという経緯がございますので、当面は現状のままやっていきたいというふうに考えております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

今回のですね、この指定管理者制度の問題なんですが、提案説明のなかでもですね、43号

から59号まで一連のですね案件として触れられたということでもあるようにですね、全体にわたってこの指定管理者制度によるですね、取り扱いというのがかかわってくるわけなんです、少し今回の議案で心配したのはですね、実はこの条例そのものは、指定管理者制度の条例はですね、実質的には去年の職務執行者のですね、処理する時点で、例の 179本のですね、条例が定められて、臨時議会で一応承認を受けた形になっておりますけれども、ほとんどこの実質審議がですね、なされていなかったという点で、非常にこの指定管理者制度そのものと。

議長

岩見雅夫君、この議案第43号に対するの質疑をお願いします。

29番 岩見雅夫議員

わかっておるんですけども、当然その各議案にですね、関連してくる問題でもあるので、その点を質疑の前にですね、指摘をさせてもらったわけですが。

議長

質疑は簡潔をお願いします。

29番 岩見雅夫議員

それですね、利用料金等について、この自治法ですね 244条の2のですね、括弧のなかに利用料金の設定についてはですね、今後必ずしも議会承認を必要とするものでなく、当該地方公共団体のですね承認によって行われるという項があるんですけども、そういった点のこの自治法の解釈とですね、実際には条例のなかで定められた料金を変更するから、条例議決を得るという形をとっていくのかどうか、今後の利用料金設定の段階でのですね、取り扱いについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

利用料金につきましては、まず上限にですね、ございますように、全館使用の場合は例えば1日1回2万円と、これをですね上限といたしましてそれぞれ各集会所等々の状況も踏まえ、それぞれにおいて金額を決めさせていただくというふうに考えております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

浅川研君。

12番 浅川研議員

今までどおりの運営でということなので納得したんですけれどもね。その料金も減額したりとか、その免除することもできるというような要項もあるもので、というと集会所なんかですと、大体その指定管理者になる、指定管理者になるべく団体とかというのは決まってくるわね、当然。どこどこ集会所とか、福祉会館とか。

そこらへんとですね、説明とかね、いろんなこういう制度があったものでこういう形で条例を制定するんだけどもというような話とかというのは、なされておるのかなと思う。

たださ、今までどおり何ら変わりが無いのに、ただその条例だけが制定されて、少し理解しにくいような状況になってしまうようなこともある得るものですからね、そのへんのちょっとお伺いしたいと思います。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

先ほどもお答えしましたように、当面はですね、現状のままでいきたいということ、今後ですね、その指定管理者制度に移行というようなことがですね、適切であると判断された場合にはですね、公募による場合と、公募によるのが適当でない場合とございますので、当然この集会所につきましては、それぞれ地区のですね、区長さんはじめ地区で管理していただくということがベストだと思っておりますので、そういった場合には当然公募によらないということですね、指定管理者制度の移行を図っていきたいというふうに考えております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

中村健之君。

14番 中村健之議員

この13ページですね、第14条第4項、利用料金は指定管理者の収入とするところがございしますが、これは紀北町、あるいは各区各自治会の収入とするのが妥当と考えますが、この指定管理者の収入とするという文言になった真意をお聞かせください。

議長

宮沢住民課長。

宮沢清春住民課長

集会所におきます指定管理者の指定につきましてはですね、当然各地区の区がですね、指定管理者になっていただくべきだと思っておりますので、当然この指定管理者収入というのが区の収入になるというふうに考えております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第11 議案第44号 紀北町デイサービスセンター条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第12 議案第45号 紀北町在宅介護支援センター条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第13 議案第46号 紀北町地域産物展示販売施設条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第14 議案第47号 紀北町「道の駅」海山交流ホール条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第15 議案第48号 紀北町ふれあい広場マンドロ条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第16 議案第49号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

質疑をいたします。

このオートキャンプ場、現在の管理制度はどうなっているのか、これを指定管理者制度に乗せていくというのは、近い将来といたしますか、できるだけ早くこれに乗せていくという考え方はあるんですか、これも先ほどの集会所と一緒に現在の状態でいくというお考えなのか、そこらへんをちょっと具体的に教えてください。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

現在は岐阜県のアウトドアコーディネイツというところで運営を委託しております。これからの、今年ちょっと8月31日まで契約をしておるんですけども、運営を。一応今後も今年も直営でいきたいと思っております。またこの条例制定にあたって、これからよらせていただきましたけども、指定管理者制度に向けてはいろいろ検討はしていかななくてはならないとは思っております。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第17 議案第50号 紀北町きいながしま古里温泉条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

北村博司君。

27番 北村博司議員

お尋ねします。まずですね、この全体的に利用者の義務のようなものがあちこちにあるわけですね。料金を払って利用するわけですけれども、極めていろんな部分で一旦納めたものは返さんとか、義務だらけなんですね。利用者のほうに。

一方、この有料施設で当然お金を取っている以上は、快適な施設を利用者に提供する義務が町長にあるわけですね、設置者に。どこにそれがありますか。お教えいただきたいと思えます。どうも一方的に温泉に入らせていただく人の義務ばかり定めていますが、どこにありますか、設置者の義務。対価を払うわけですから、対価に応えるだけの義務はどこにありますか。これは儲かっている施設だから私言うのです。昨年で約 700万円ですね、690何万円の黒字が出ていますが、当然それに対価を払っているお客さんに対する義務があると思うんですが、いかがでしょう。お答えいただきたい。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

当然、入場料を払っていただいているお客様に対しては安全で、しかも快適ですね、良質な温泉を提供していくという、健康増進のため、あるいは心の癒しのため、そのような考えで対応をしていきます。

27番 北村博司議員

いやいや第何条にあるのか教えて、それは第何条に書いてあるの。

ないならないと。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

ふるさと温泉には、当初の設置のときに私かわりましたので、私のほうから回答させていただきますが、条例のなかにはですね、確かに議員ご指摘のように設置者としての義務は

入っておりません。

ただですね、今町長も言いましたように、当然利用者の方に快適に入っていただくと、施設を利用していただくというのは当たり前のことでありまして、したがって、そこで働いている従業員等々はですね、日々ですね、そのような形で接するようにと、利用していただくようということについてはですね、協議をしてそのようにやっていただいておりますので、条例のなかにはですね、そういう条項は入っておりませんが、実際はそのような形で運用はさせていただいておるといようなことで、ご理解を願いたいと思います。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

本来はその第1条に掲げないかんですね。利用者に対して今、町長がお答えになったような安全で快適な温泉施設を提供する義務を持っておるということを明文化すべきなんです。今日ですね海山区のある人が、最近行かれたら、洗い場が混雑しておって、空くの待っていたんです。それで安全で快適な施設を提供しているかということになるわけですよ。黒字施設なのですよ。少なくとも洗い場の拡張、これは前にも出ましたけども、そのへんについて私は早急に取り組まれるべきだと私は思いますが、本来は条例に掲げないかんです。いかがでしょう。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、課長も説明いたしましたけども、基本に第1条に住民の健康増進に資するためという文言が入っておりますし、それで洗い場が狭くてというのは、もちろん対応するその職員がですね、今、混雑しておりますからというふうなお客様に対して情報を提供する。そのような対応でですね、より快適さを求めていくべきではないかと考えます。

議長

ほかに、山中剛司君。

9番 山中剛司議員

前者の議員も若干触れておられましたけども、特にこの紀北町きいながしま古里温泉条例ですね、それを見てもみますと、例えば利用者の義務、それから入館の制限、目的外利用等の禁止、非常にですねこの条例案そのものが禁止づくしなんですよね。特に法令のなかに管理

の基準としては住民が当該公の施設を利用するにあたって基本的な条件「休館日、閉館時間、使用時間の要件等のほか管理を通して取得した個人に対する情報の取り扱いなどの当該区の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものである」ということ明らかになっておるわけですね。これは法令のなかに。

非常にこの紀北町の今回の、これ、たまたまふるさと温泉で質疑をさせていただくわけですが、見てみますとですね、前者も若干指摘しておりましたように、かなりの条文にわたってですね、禁止条項だけが盛り込まれてきているわけですよ。非常に私やっぱりこういう条例の制定の仕方というのは問題であると考えerわけですよ。特に私今申し上げましたようにですね、必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであるということ、これ法令にもはっきり明文化されておるわけですよ。そこらの部分についてですね、もう少し適切なご答弁を願いたいと思います。以上です。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、議員がご指摘された何条でしたか。

9 番 山中剛司議員

今、指摘したのは49ページのずうっと、9条、10条、11条、12条、13条、全部それらに含まれておるわけです。

奥山始郎町長

ご指摘をされたように、利用者の守るべきこと、それから制限等が多過ぎるということなんですが、現在のところですね、利用者の方々にご迷惑はかからないような対応できておりますけども、今後ご指摘を受けました点につきまして、ご検討をさせていただきたいと思えます。

議長

山中剛司君。

9 番 山中剛司議員

9番、それでは具体的にお尋ねします。

49ページ、目的外利用等の禁止、第12条、利用者は古里温泉の許可を受けた目的以外の利用し、またはその使用する権限をほかに譲渡し、もしくは転貸ししてはならていと謳われておるわけですよ。これをですね、例えばこれ公の施設の設置管理、第244条の2、地方自治法

ですよ。そのなかのこれは実例通知注釈の4項ですけども、地方公共団体の長は条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可、これは当然町長に権限があるんですよ。

それらはですね、あたかもいわゆるこの条例に記載されている部分についてはですね、私は非常に問題があると思いますよ。町長自身のいわゆる権限を持っている部分についてはですね、これらを指定管理者に行わせることはできないものであるということはですね、イコールやっぱりこれは条例に盛り込むがですよ、町長自身の持っている権限ですから、だからこれを条例に盛り込むことがですね、非常に私は不適切だと思うんですよ。そこらについてもう少し明確なご答弁をお願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご指摘を受けた地方自治法の内容についてですね、誠に申し訳ないが議員のほうがお詳しいようであります。よく今後精読をいたしまして考えてさせてください。

議長

山中剛司君。

9番 山中剛司議員

3回ですから、これで終わりたいと思いますけども、実は私、何にも詳しくないんですよ、地方自治法は。たまたま午前中の説明を聞いていてですね、ちょっと条文をとにかく調べてくれということで調べていただいたらですね、非常にこれは不適切な表現の条例になっておるわけですね。だからそこらの部分については、もう少し精査をされてですね、きちんとしたものにしていただきたい。このへんの希望もあわせて私の質疑は終わりたいと思います。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

この指定管理のことにに関して、管理のところですね、指定管理になった場合のその契約期間というのですか、そういうものの明記はないんですけども、そういうものは今度の制度

のなかでは明記しなくっていいんでしょうか。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

自治法の資料を見ておられますと、例えば他市町村のやっているところの状況を見ておられますも、一応3年ないし5年の範囲内で指定管理者と契約を結んでいるということです。以上です。

議長

近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

3年ないし5年で結んでいるということですが、それは条例には明記しなくっていいんでしょうかということなんですけども。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

それは契約を結ぶまではよろしいと思います。結んでから要と思いますけども、結ぶまでは要らないと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第18 議案第51号 紀北町農村婦人の家条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第19 議案第52号 紀北町赤羽生活改善センター条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑を終わります。

次に日程第20 議案第53号 紀北町若者センター条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第21 議案第54号 紀北町古里自然休養村管理センター条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第22 議案第55号 紀北町林業総合センター条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第23 議案第56号 紀北町木材乾燥機場条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第24 議案第57号 紀北町木工陶芸工房条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

中本衛君。

21番 中本衛議員

このなかです、まず第4条、教育委員会が必要あるときはこれを認めると、こういうふうに謳ってあるわけなんです、その都度教育委員会を開催するのか、また事務的にだれがこれを処置をしていくのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

ご指摘のとおり、教育委員会は教育委員会の最高の決議機関でございます。それにつきまして教育長に対する事務委任規則というのがありまして、教育委員会が次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するというふうになってまして、その次に掲げる事項というのは1号から15号まで、15項目ございます。それに抵触しない部分につきましては、教育長傘下の教育委員会事務局が専決をさせていただいておるといような状況になっております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第25 議案第58号 紀北町海山グラウンド条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

東清剛君。

3番 東清剛議員

どこで聞こうかと思ったんですけども、利用料金についてちょっとお尋ねいたしたいんですけども、これには、この料金というのはどのように設定されたのか、多分、各施設によってそれぞれ供用開始が違うと思うんですよ。老朽化の問題もありましょうし、そのなかでこの料金は前の条例は私知りませんのでわかりませんが今のところ、そのまま持ってきたのかどうか、見直したのかどうか。

今後、維持管理にしても修繕費かかると思うんですよね。そのへんが応分の負担がどうしても必要になってくるのではなからうかと思います。そのようなことを勘案して決められたのかどうか。

またもう1つは消費税の問題ですけども、これ利用料見てみますとバラバラなんですよね、金額が。今ちょうどこのグラウンドのところなんですけども、どうですか1万300円、一番初めですね。一番左側ですね、99ページ左側。1万300円、これ消費税を勘案して300円という数字出しておるのかどうか。ほかについてもいろいろな5%のところ予測された金額のところもあるし、また区切りのいい数字でまとめられているところもあります。そのへんのところをどのように考えられたのか、今後維持管理費が一番かかってくるのではないかと思いますんでね、これは指定管理者にされた方がいかにね、それぞれ町長と指定管理者が減免なり免除というところもありますけども、そのへんのところ勘案されて出された金額なのかどうか、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この料金につきましてはですね、合併前のもので、各施設の担当課の間でそれぞれ持ち寄って協議をして一応決めております。ですからひょっとしたらバラツキもあるかも知れない。そのことで指定管理者制度に移るまでの間ですね、よく実情を見ながら今後検討してまいりたいと思います。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

そうするとなんですか、これ条例へあげた数字が変わる可能性があるということをおいわれておるんですか。それはちょっと、条例がちょっと違うんじゃないですか。これへあげて承認されればそれが決まるんじゃないんですかね。

もう1つ消費税に関しての質問ですけども、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

消費税は当然いただかなければいけないと思います。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

ということは含まれているということですか、内税という考え方でよろしいのですか、これ申告しないといけないと思いますよ。今後は、指定管理者は税務署に。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

これ条例変えてね、全般にね。それぞれの料金設定した時期とかね、それを一覧表かなんかに出してもらってね、もう一回検討していただくのが筋ではなかろうかと思うんですよ。やっぱり条例に決まってしまうと、これ法律ですからね、町の。重要な問題だと思いますよ。ですから今まであるからそのままいいというものではなしにね、もう一回見直す必要があるのではなかろうか、新しい条例をつくる以上はね。そういう段階にきていると思うんですけども、いかがですか。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

時勢にあわないうような料金も出てくる場合もあります。そのときには議会のご理解も得なければいけないと思いますけれども、今のこの時点の料金設定はそれぞれの両町が今まで持ってきた経過の結果ですから、それでもって進めます。

しかしながら、議員のご指摘も大変適切だと思いますので、今後の課題としてとらえていきたいと思います。

議長

東清剛君。

3番 東清剛議員

そのように検討されるのであればね、やっぱり見直していただかないと、やっぱり新しい条例つくるんですから、本来はこの時期にね、もう一回見直すのが当然だと思うんですよ。それは従前からのものを引き継ぐというのは、ちょっとやっぱり乱暴ではないかと思います。

これは、多分、委員会に付託されるのでね、そのへんもう少し精査していただくのが一番いいのかなと思いますけども、よろしくお願いします。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

浅川研君。

12番 浅川研議員

これはですね、海山グラウンドのことをずうっと載っけてくれてあるんですけども、あと紀北町にグラウンドはね、他の公のグラウンドは赤羽公園とか多目的広場とか、その点はどうなっておるんかということをもまず1点と。

そのいわゆる公益、教育委員会が利用料金をそういった基準に従ってね、認めた場合は減額し免除するという形で、その内容もね、ある程度、こういう部分というところも明文化する必要があると思うね。でないと現在利用しているなかでナイター、このナイターの利用料金というものも多分細かく、どこかの附則として載っているのかな、ナイター利用料金1時間につきいくらかとか。その部分は多分免除とか減額という部分になってくる可能性があると思うんですよ。

そこらも免除されておる団体と、免除されてない団体もあるというところもね、しっかりとちょっとしていかなといかないのじゃないかなと思うんですけども。その赤羽公園の部分はどこにあるのかなというの、ちょっと質疑。

議長

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

赤羽公園は都市公園のほうの条例に入ってます。ここには含まれておりません。

それと料金でございますが、夜間料金を現在のところ徴収させていただいております、グラウンドにつきましてはナイター部分ですか、照明を使うときのものをいただいておりますような状況でございます。

と申しますのは、管理人をおいている状況ではございませんので、教育委員会事務局で管理させていただいておりますということで、グラウンド整備とかそういうものも使用される方が自主的にやっていただくというふうな流れもございまして、ただいまのところ夜間料金をいただいておりますというふうな状況になっております。夜間料金、電気代。夜間料金のみをいただいておりますというふうな状況になっております。グラウンドと・・・・。

議長

東清剛君、私語を慎んでください。

浅川研君。

12番 浅川研議員

その公園、都市公園といわれたね、赤羽公園。で、そういったものはなに、その指定管理者制度には移行しないんですか。じゃ町営グラウンドじゃないということかね、ということは管理、町営で管理していないから当然、町営でなかったら当然指定管理者にならんわな。

ちょっと知らんもんで質疑しておるんでさ、わかるように説明してください。

議長

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

赤羽公園につきましては、都市公園法に基づきまして建設課で建設をいたしまして、管理運営部分を教育委員会がさせていただいておる状況でございます。

それで条例につきましても、町の都市公園の管理条例のほうに上がっておりますので、これには上がっておりません。

議長

浅川研君。

12番 浅川研議員

だからね、例えば海山のグラウンドさね、だれかに管理をさせておるわけじゃないですか、教育委員会が管理しておるんでしょう。これ町のグラウンドだし、赤羽公園だって都市公園で建設課が担当であってもですね、管理が教育委員会でやっておるんでしょう。今度指定管理者制度になってですね、海山のグラウンドは指定管理のその管理をしてくれる方を指定してですね、例えばの話、したときに条例がないから不備だよということで、条例を今度制定するわけじゃないですか。赤羽公園だって同等に考えられるわけじゃないんでしょうか。

例えば赤羽公園、今後ですよ、そういった方々に大白公園でも例えば県のほうが町のほうに管理してですね、バア一となってくる。赤羽公園もだれかに管理委託をした場合に、もっと今以上になる可能性があるんでしょう。そういったときにやっぱり条例が必要になってくるんじゃないでしょうか。そこらの考え方をちょっと、海山グラウンドなんかはこれはどこに管理、条例つくったんやけども、どこかに管理していくという考え方も、今はちょっと浮かんでこんもんで、そのへんをちょっとわかるように説明していただきたい。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

ご指摘の件についてですね、奥野教育課長の補足説明をさせていただきますが、今回のこの条例改正につきましてはですね、平成15年の9月の地方自治法の改正によりまして、今まで管理委託することができると、町がですね、なっておったやつをこの改正によりまして、管理委託はできないと、直営でいくか指定管理者制度のどちらかでいきなさいよということの法律改正がなされまして、それを受けましてですね、町には141施設ありまして、そのなかで設置条例を持っておるわけなんですけど、そのなかでですね、まず第一弾としてですね、今回17議案あげさせていただいたのは、そのなかで管理委託することができるという条項が入っているものについてですね、今回はそこから削除させていただくということで、ついてはですね、その条例の直し方として将来ですね、今回は直営でいくものであったとしても、将来的にはですね、指定管理者に移行することも考えられますので、そのときにはまた一部改正を出す必要がありますので、今回どちらでもいけるような条例にするということで、指定管理者に関する部分を最後のほうに付けさせていただいています。

したがいまして、赤羽公園につきましてはですね、設置条例のなかに管理委託することができるという部分がありませんでしたので、ありませんので、今回この条例のなかにはですね、議案のなかにはあげさせていただいてないということでですね、そのほかの管理委託するという条例について調べた結果、この17施設条例があったということで、今回改正をさせていただくということで、ご理解を願いたいと思います。以上であります。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第26 議案第59号 紀北町多目的広場条例の全部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第27 議案第60号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第28 議案第61号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第29 議案第62号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第30 議案第63号 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第31 議案第64号 専決処分の承認を求めるについて(紀北町税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

質疑を許します。

東寿子議員。

23番 東寿子議員

資料の16ページから2つ質問したいんですが、税務課長。

資料編の16ページにですね、第34条の2のところに地震保険料控除額、これは旧損害保険料控除額が改められて、地震保険料控除額上限2万5,000万円までという説明がありました。この損害保険料というのは地震だけではなくですね、従来から風水害に対する損害ということで、損害保険いろいろ入っているわけですが、今回の改正で地震保険のみが控除されるというふうに理解しなければならないんだと思うんですが、地震以外の損害に対する保険の控除はこれでなくなったということなんですか。

それからもう1点はですね、31ページの耐震改修に関することですが、5項の耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後のとずっとありますが、このなかで耐震改修をした申告をすればですね、従来の固定資産に対する家屋の場合ですが、耐震改修をした対象の固定資産に対する評価が変わり、課税対象になっていくのかどうか、その2点をお願いします。

議長

長野税務課長。

長野季樹税務課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

一応、損害保険料の控除の関係なんですけども、一応損害保険料控除は継続して適用されることになります。その部分は残っておりますので、残っているという部分で理解していただければということと。

あと耐震改修によって、一応これほとんどが内部的な改修になるかと思しますので、評価そのものが変わるということは今のところ考えてはおりません。ただ増築とか、そういったものが含まれる場合であれば、評価額そのものは変わってくるかというふうに考えておりますけども、一応内部的な処理の仕方になるかと思しますので、現在の建物の評価を上げるとか、下げるとかということにはつながらないと考えております。以上でございます。

議長

東寿子君。

23番 東寿子議員

23番、損害保険料控除額は従来どおり対象になるということだと、それが消えているわけですね。明記しなければならないのではありませんか。地震保険料控除額、また損害保険

料控除額と、旧はあって新は地震のみになっているので、なくなったのかなというふうに理解したのですが、従来どおりこれも控除の対象になるということですので、明記が必要ではないかと思います。

それから2点目の耐震改修に要した費用の申告に関するのですが、建物によってはですね、これは30万円まででしたか、補助が出るのは。

長野季樹税務課長

30万円以上です。

23番 東寿子議員

で、それ以上にですね、補助は30万円もらうけれども、全体の改修の費用としてはその建物によってはどれぐらい要るか、少額でしたら評価の対象にはならないけれども、ひょっとすると100万円以上を超える場合も起こるかもわかりませんので、そうした場合は固定資産に対する評価というのは、必ず変化があるのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

議長

長野税務課長。

長野季樹税務課長

ただいまの質問に再度お答えさせていただきます。

名称として地震損害保険料の控除というようなことで、地震保険料控除が損害保険料控除が地震保険料控除額というようなことになっておりますけれども、その地震保険料控除ということのなかにも含まれるというような考え方で、理解していただきたいと思います。

それと耐震にかかる部分につきましては、一応外部的に見えないという、外部から見えないということもありまして、一応それによって今までの評価額が100万円かかろうが、評価額でなくて耐震工事に100万円かかってでも、一応評価として上げる項目、評価基準そのものがないというようなところもありますけれども、ちょっと今のところ評価額を変更するというような内容のものになっておりませんので、そのへんのところを理解していただきたいと思います。

議長

東寿子議員。

23番 東寿子議員

23番、この損害保険に関しましてはですね、民間でも保険に入っておるわけですよ。地震によって被った被害に対しては補助が出るけれども、保険料が下りるけれども、風水害等は

ですね対象外と、地震が原因でというのは地震保険なんですよ。ですから今まで損害保険入っていないながら、地震に対する保険というのは別に保険に入らなければならないわけです。

ですから、地震保険料控除額のなかに損害保険、地震以外の風水害等のですね、保険料の控除が含まれるというのはこれはその保険会社とのいろいろ資料を調べていただきましてですね、それでいけるかどうかというところですよ。多分駄目だと思います。

それから先ほどのもう2点目のですね、評価額が変わるかどうかというのは、それは内部的なことといっても、耐震改修に要した費用というのを申告しなければならないわけですから、内部であろうが外部であろうが、もし300万円かかって30万円の補助をいただいてですね、270万円が自己費負担でやった場合ですね、300万円の評価というものを上乗せされるわけですね。

例えば1,000万円の家に対して300万円の改修したと、そうすると評価として1,300万円に対するその固定資産の評価ということになるんではありませんか。

議長

長野税務課長。

長野季樹税務課長

先ほどの地震保険料の関係なんですけども、地震に対して損害保険、地震保険料控除ということになりますけども、一応損害保険料を改組しということでの改定でありますので、一応これまでの損害保険にかかる部分と地震保険にかかる部分と分けて考えていただければというふうに思います。

それと耐震にかかる部分なんですけども、一応、今回現在の固定資産の評価基準のなかに、一応その強度を増したという部分のところはまだ現在のところが出てきておりませんので、評価を、その耐震改修に300万円かかってでも一応評価額を変更するというようなことでの内容につながってきませんので、理解していただければと思います。

議長

あとでもう少し調べてから議員に報告するように指示します。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

聞いておってもわからんのですよ。質疑の趣旨とかみ合っていないし、これ質問者に対し

ただに回答するということではなしに、これは何か資料があるはずですから、準則なり国のこの税制改正の解説なりがあるはずですから、議員全員に資料として提示してください。あとで結構です。

議長

あとでそのように指示します。

ほかに質疑される方はございませんか。

浅川研君。

12番 浅川研議員

固定資産のですね、前もちょっと聞いたんですけども、この控除でなしに免除の面というのは、山林なんかの例えば固定資産かかってくるでしょう。そういった全く滅失している状態の条文は、これ載っていないんでしょうか。

結局、山林として河川も同様になって今回そういう部分がたくさんあるなかでですね、山林としての固定資産税をずうっと払って、微々たるものですけども払っておるじゃないですか。これは個人申請になると思うんですけども、それもどこかに条文よう探さんのさな。あると思うのやけれども、そのへんはどうでしょう。

議長

長野税務課長。

長野季樹税務課長

山林が滅失したということ、流れたという場合。

12番 浅川研議員

とか、例えば畑なんかでも。

長野季樹税務課長

畑が流れた場合、一応それぞれについて免除をする、ここの今回の改正部分については出てきませんけども、一応申請に基づいて、一応現地を調査をし免除をするという規定はございますので、理解していただければと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第32 議案第65号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第33 議案第66号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第34 議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第35 議案第68号 専決処分の承認を求めるについて（平成17年度紀北町一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第36 議案第69号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第37 議案第70号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

質疑を許します。

東恒雄君。

19番 東恒雄議員

議案第70号でございますが、提案理由にですね、県道を町道に、いわゆる紀北町に移管されたということございまして、153ページに延長道路の、いわゆる形状が描かれてございますが、その道路移管を受けるにあたりまして、道路のいわゆる形状というのですかね、今後町道として紀北町が維持管理をしていくわけですから、現時点で道路の形状を見たときにですね、側溝、擁壁等に町費をかけなくてはならないような状況で、移管を受けることはなかったと思いますが、そのへんの確認をさせていただきたいと思います。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

ただいまの質問にお答えします。

現在、県とも協議中ございまして、舗装等も少し傷んでいるところもありますので、できるだけ町の負担にならないように、受けるときには維持管理をしっかりできるようにして受け取りたいというふうに考えております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

東清剛君。

3番 東清剛議員

今ほとんど前者の方がね、同じようなことを聞かれましたんで、ただ幅員だけ、29mというのはどのへんのことなのか、ちょっとこれね4.9mから29mというのをちょっと教えていただきたい。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

ただいまの質問にお答えします。

4.9から29と、非常に29m広いんですが、移管される場合はですね、全幅ということで、用地の幅員一番広いところなんです、下りてきたところのですね、全幅一番広いところが

29mございましてですね、そういう状況も現地で確認もしまして、県とそういうことで受けるように考えております。用地幅という考え方でご了解いただきたいと思います。一番狭いところが 4.9m、一番広い用地がですね、29mございますので、よろしく。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

45分から再開いたします。

(午後 2時 25分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 45分)

日程第38～日程第41

議長

日程第38 報告第2号から、日程第41 報告第5号の4件については、提案者から一括して報告を求めることとし、報告第4号の財団法人紀北町開発公社に関する案件については企画課長より内容説明を求めることといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

続きまして4件の報告をさせていただきます。

報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

本件につきましては、平成17年度紀北町一般会計補正予算（第1号）及び（第3号）において高齢者福祉保健計画見直し事業、最終処分場建設事業、民有林道開設事業、永長線道路改良等ほか道路改良等4事業、十須集会所改築事業、農業用施設災害復旧事業ほか災害復旧4事業の14事業をそれぞれ翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、議会に報告しようとするものであります。

報告第3号 水道事業会計予算の繰越使用について

本件につきましては、平成17年度紀北町水道事業会計予算において、古里地内給水管付設工事を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書をもって、議会に報告しようとするものであります。

報告第4号 財団法人紀北町開発公社の平成17年度決算及び平成18年度事業計画等について

本件につきましては、財団法人開発公社の平成17年度の決算と平成18年度の事業計画等、経営状況の書類を作成しましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、議会に報告しようとするものであります。

報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）

本件につきましては、本年5月2日午後1時30分頃、紀北町赤羽公園管理人が同公園内において除草作業中、枯枝及び小石が飛散して同駐車場に駐車中の紀伊長島区長島1261番1、森川靖子氏の乗用車を損傷させてしまいましたため、損害賠償額の決定と和解について、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、本年5月22日に専決処分をいたしましたので、同法同条第2項の規定によりまして、議会に報告させていただくものであります。

今後は、安全を十分確認のうえ、作業するよう気をつけたいと考えております。

なお、損害賠償額は25万6,968円であります。

以上で報告4件の趣旨説明を終わります。

議長

続きまして報告第4号についての内容説明を求めます。

川合企画課長。

川合誠一企画課長

それでは内容につきまして説明をさせていただきます。

資料のほうの81ページをご覧ください。

平成17年度事業報告でございます。

まず棚卸資産でございますが、公社所有の立木売払いとして、ヒノキ 4,418本を 2,682万8,458円で、旧海山町に売却したものでございます。

土地売却につきましては、県道矢口浦上里線の用地買収によるもので、矢口浦字奥地177番地の5、496.25㎡を 868万 4,375円で、同じく 177番地の7、6.41㎡を11万 2,175円で三重県に売却しております。

次に船津字稻荷堂2520番地の1地内でございますが、430.59㎡を 387万 5,310円で、旧海山町のほうに売却しております。

続きまして83ページをご覧ください。

平成17年度収入支出決算についてご説明いたします。

決算額をご覧ください。

(以下資料により詳細に説明)

議長

これをもって報告第2号から報告第5号までの4件についての報告を聞きおくことといたします。

日程の追加について

議長

次に追加日程に入ります。

お諮りします。

日程第42 発議第2号と、日程第43 発議第3号の2件については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略して本会議で審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案件2件については委員会付託を省略し、本会議での審査とすることに決定しました。

日程第42号・日程第43号

議長

日程第42 発議第2号と、日程第43 発議第3号の2件については、提案者からの趣旨及び内容説明を求めるため、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

お諮りします。

審議の方法でございますが、本日は提案者からの趣旨説明並びに内容説明を求めることとし、議案の質疑、討論、採決については最終日の本会議で行うこととしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、審議の方法については、本日は提案の趣旨並びに内容説明を求めることとし、議案の質疑、討論、採決については最終日の本会議で取り扱うことに決定しました。

それでは提案者より一括して提案趣旨並びに内容説明を求めます。

北村博司君。

27番 北村博司議員

それではただいま上程されました発議第2号、発議第3号について提案の趣旨内容説明を申し上げます。

まず日程第42 発議第2号 庁舎位置調査検討特別委員会の設置に関する決議についてであります。

提出の理由としては、昨年10月の合併により誕生した紀北町の組織・機構の確立を図り、より一層の住民サービスを提供するためにも、紀北町本庁舎の位置について調査検討、主として情報収集を行うというものであります。

お聞きいただきたいと思います。次ページに、

庁舎位置調査検討特別委員会設置に関する決議

次のとおり、庁舎位置調査検討特別委員会を設置するものとするということで、名称は庁舎位置調査検討特別委員会であります。

特別委員会を設置いたします法令の根拠としては、地方自治法第 110条及び委員会条例第 6条に基づくものであります。

目的といたしましては、旧紀伊長島町・旧海山町の合併協定の項目並びに発議第13号、昨年の発足時点10月20日で議決を賜りました紀北町役場の位置に関する決議というのがございます。これらに基づきましてですね、趣旨に基づきまして紀北町の本庁舎の位置に対する調査検討を行おうというものでございます。

すでに町理事者側が今年度の当初予算に調査費を計上いたしておりますので、鋭意情報収集等をやっておられるようでございますが、それに議会側も対応して、理事者側の調査結果の報告を受けたり、独自に調査、情報収集を行う場合もあろうかと思いますが、そのための特別委員会を設置しようというものでございます。

委員の定数といたしましては、議会の現議員数の過半数を超えない14人といたしたいと思います。

次いで発議第 3号でございます。

議員定数検討特別委員会の設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

現下の社会情勢に鑑み、紀北町議会の議員の定数について検討するものである。

これにつきましては、合併協議のなかで、すでに11月5日に投開票が予定されております議員の定数は22という申し合わせがございますけれども、ごく最近ですね、2月28日ございましたけれども、紀伊長島町行政改革推進委員会が、奥山町長宛に答申書を提出いたしております。その終わりにという最終部分にですね、議会の議員定数等の見直しを図るべきとの意見があったことを申し添えておくということで、議論があったということが答申書に書かれております。

そのほか住民のいくつかの団体のなかで、最近、議員定数に対する議論が高まっているや

に承っております。そういった住民の議論があるなかです、町といたしましては、今回のこの6月付けの行財政改革大綱にも住民満足度の向上と分権型社会に向けた住民参加と協働による行財政運営の推進というものが大きな目標になっておりまして、そのなかの3番目、健全な財政運営の確保のなかにも、徹底したコスト意識に対してすべての行政経費について、見直し方針を策定し、経費削減を図るとというのが紀北町の現在の改革大綱であり、最大の目標でございます。それらの町理事者側の議論の状況、あるいは住民のご意見等を踏まえて合併前に合意した議員定数について、現時点で適正であるかどうか、適正であったかどうかということについての検証を皆さんでやっていただきたいと、こういうことでございます。

議員定数を減少する条例の提出案ではございませんので、そのへんは誤解のないようお願いいたします。あくまでも現時点において適正22人という定数が適正かどうかということを議会が自主的に検証してみようという、そのための特別委員会の設置提案でございます。

名称は議員定数検討特別委員会。

設置の根拠は、先ほど同じく地方自治法第110条及び委員会条例第6条でございます。

目的は、紀北町議会議員の定数に関する調査検討でございます。

委員の定数は、第2号と同じく議会定数の過半を超えない14人といたしたく、ご提案申し上げます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案の趣旨内容説明に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

今、提案者から説明があったわけですが、議長のほうからですね、行革推進委員会の答申、これは行政に対する答申ですね。議会に対する答申じゃないと思うんですが、その内容もちょっと話されたので、参考資料として議会に提示願うように取り計らいをお願いします。

議長

わかりました。そのようにいたします。

以上で提案の趣旨並びに内容説明を終わります。

議長

以上で、今回提案されました案件についての質疑はすべて終了しました。

ここで委員会付託表を配布させますので、そのまま少し休憩お願いいたします。

(委員会付託表の配布)

議長

お諮りします。

本日、議案となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙議案の委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

北村博司君。

27番 北村博司議員

付託表の確認です。

先ほど聞きおくという発言をされたんで、オヤッと思ったんですが、付託表にはございませんので、もうあれで終わりなんですか、先ほど損害賠償とか、報告案件とされたものはですね、委員会でも一切審議というか、私は大変疑問に思っている部分があるんですが、発言の機会がないということですか、ちょっと確認いたしておきます。

議長

前回、議会運営委員会においても報告事項で質疑等ということに対して、議運の方からもいろいろご意見があり、報告ということでご了解願いたいと思います。

これを担当委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙議案の委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件にかかる審査につきましては、明日の15日に教育民生常任委員会と産業建設常任委員会の開催となっております。総務財政常任委員会については、16日に開催することといたします。

議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

それでは本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さんでした。

(午後 3時 10分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年8月14日

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 北村博司

紀北町議会議員 岩見雅夫